COP26の成果と今後の課題

Topics

- ▶ COP26の成果文書「グラスゴー気候合意」では、1.5度目標を目指す重要性が強調された。また、COP26の開催に併せ、多くの新興国が新たな削減目標を発表した。
- ▶ 1.5度目標の達成の鍵を握るのは、石炭のフェーズアウト。COP26では、石炭火力発電の廃止に関する 共同声明が発表されたほか、成果文書にも石炭火力発電の段階的削減が盛り込まれた。
- ▶ 各国の削減目標は依然1.5度目標の達成には不十分であるものの、COP26の開催を通じて、途上国を含む多くの国々がネットゼロに向けて足並みを揃えたことが大きな意義。 **エコノミスト 枝村 嘉仁**

<u>「グラスゴー気候合意」を採択し、</u> COP26が閉幕

11月13日、第26回気候変動枠組み条約締約国会議(COP26)が、閉幕しました。会期を通じて、気候変動に関する共同声明や宣言など、多岐にわたる発表が相次ぎました(図表1)。いずれも見逃せない動きですが、中でも特に重要なのは、COP26の成果文書として採択された「グラスゴー気候合意」でしょう。この「グラスゴー気候合意」のポイントとして、世界の気温上昇を産業革命以前から1.5度以内に抑制することを目指す、「1.5度目標」の重要性が強調されたことが挙げられます。

この1.5度目標は、決して新しい概念ではありません。 2015年に採択されたパリ協定においても、気温上昇を2 度を十分下回る水準に抑えるという目標に加え、1.5度目 標は努力目標として位置付けられています。パリ協定との 違いは、2度の気温上昇と1.5度の気温上昇とでは、気候 変動によって生じる悪影響に大きな差があること、そして、 1.5度目標の達成には2050年ネットゼロの実現が必要で あるということが成果文書に盛り込まれた点です。これら は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2018年に 発表した「1.5度特別報告書」というレポートが根拠と なっています。成果文書において、この0.5度の違いによ る影響の差異と2050年ネットゼロの必要性を各国が認め た上で、1.5度目標を目指す努力を追及する決意を示した ことは、「グラスゴー気候合意」の最も重要な成果の一つ と評価されます。こうした「グラスゴー気候合意」の採択 をはじめとするCOP26の成果の背景には、COP26の議長 国である英国の尽力があります。

多くの新興国が新たな削減目標を発表

英国は会議の開催に先立ち、COP26のゴールとして「21世紀半ばまでに地球規模でネットゼロを確実に達成し、1.5度を手の届く範囲に維持する」という目標を発表しました。また、COP26の開催前の時点で、各国の削減目標は1.5度目標の達成に不十分な水準であったため、英国は各国に削減目標の引き上げを呼びかけてきました。こうした英国の取り組みなどが功を奏し、COP26の開催に併せて多くの新興国が、ネットゼロ目標、もしくは従来よりも野心的な目標を新たに発表しました(図表2)。特に大きなサプライズとなったのは、COP26の第一週に開催された「世界リーダーズサミット」において、インドのモディ首相がインドの2070年ネットゼロを宣言したことで

図表1 COP26会期中の主な出来事

日付	出来事		
11月1日	インドが新たに2070年カーボンニュートラルを発表。		
11月2日	「グローバルメタンプレッジ」が正式に発足。		
11月3日	脱炭素化を目指す金融機関の有志連合「GFANZ」 が進捗報告を発表。脱炭素へ30年間で100兆ドル の投融資。		
11月4日	石炭火力発電の廃止に向けた共同声明、「Global Coal to Clean Power Transition Statement」の 発表。		
11月10日	米国と中国が「米中共同気候宣言」を発表。		
11月10日	ゼロエミッション車への移行に関する宣言、 「Declaration on Accelerating the Transition to 100% Zero Emission Cars and Vans」の発表。		
11月13日	「グラスゴー気候合意」の採択。		

出所:各種報道等を基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 新たに示されたコミットメント

	以前の削減目標	新たな削減目標
インド	30年までにGDP当たりCO ₂ 排出量を05年比33~35% 削減	・70年ネットゼロ ・30年までにGDP当たりCO₂排 出量を05年比45%削減
ロシア	30年までに90年比 25~30%削減	・60年ネットゼロ ・30年までに90年比30%削減 ・50年までに90年比80%削減
ブラジル	30年までに05年比43%削減	30年までに05年比50%削減
韓国	30年までに18年比26.3% 削減	30年までに18年比40%以上 削減

出所:各種報道等を基にアセットマネジメントOneが作成

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。



アセットマネジメントOne

商号等: アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

す。多くの先進国が掲げる2050年ネットゼロよりも、達成時期が20年遅い目標であるものの、中国、米国に次ぐ二酸化炭素の排出大国がネットゼロを宣言したことは、気候変動問題における大きな進展と評価されます。

石炭のフェーズアウトは何故必要か

また、今回のCOP26で議論の焦点となったのが、石炭の段階的廃止(フェーズアウト)です。英国は、気候変動の緩和策の一つとして、各国に石炭からの撤退加速を要請してきました。英国が石炭を重視するのは、石炭のフェーズアウトを早期に成し得るかが、1.5度目標の達成の鍵を握るためです。特に石炭火力発電の早急な廃止は、石炭のフェーズアウトの具体策の一つです。Climate Analyticsが2019年に発表したレポートでは、1.5度目標の達成には、OECD諸国では2030年までに、世界全体でも2040年までに石炭火力発電のフェーズアウトを行う必要があることが示されました(図表3)。

こうした中、英国の主導の下で、石炭火力発電の廃止に関する共同声明がCOP26の会期中に発表されました(図表4)。声明では、主要国では2030年代まで(またはその後できるだけ早期)に、世界全体でも2040年代まで(またはその後できるだけ早期)に、削減対策の無い石炭火力発電を廃止するというコミットメントが示されました。さらに、石炭火力発電の利用量で世界の上位20カ国のうちの5カ国を含む23カ国が新たに声明に賛同しました。

成果文書においても、石炭火力発電の段階的削減 (フェーズダウン)に向けた努力を加速させていくことが、 盛り込まれました。当初英国が企図していた石炭火力発電 のフェーズアウトは、インド等の反発により成果文書に盛 り込むことができませんでしたが、各国が石炭火力発電の 削減という方向性で歩調を合わせたことは、大きな成果と いえるかと思います。

<u>多くの国々がネットゼロに向けて足並みを</u> 揃えたことが、COP26の意義

今回のCOP26の評価を巡っては、各所から様々な見解が上がっています。上述したように、成果文書内における石炭火力発電に関する記述は、表現が弱められる結果となりました。また、仮にCOP26で新たに示された各国の削減目標のコミットメントが実現した場合でも、1.5度目標にはまだ届かないことが、各機関による分析で示されています。こうしたことから、COP26は失敗に終わったとみなす向きもあるようです。

COP26の成否が本当の意味で明らかとなるのは、何年も先になるでしょう。何故なら、今後の各主体の取り組み次第でどちらにも転びうるからです。ただ、一つだけ確かなことは、COP26の開催にかけて世界の気候変動対応が急速に進展してきたということです。途上国を含むこれほど多くの国々が、ネットゼロに向けて足並みを揃えることなど、数年前には想像もつかないことでした。

成果文書は、各国に対し削減目標の再検討と更なる引き上げを来年末までに行うよう要請しており、1.5度目標の達成の望みは潰えていません。こうした中、エジプトで来年開催予定のCOP27に向けて、各国が削減目標を一段と引き上げることができるか、そしてCOP26で掲げた目標を実際の行動につなげていくことができるかが、今後の気候変動問題における課題となると考えます。

図表3 **1.5度目標と整合する石炭のフェーズアウト**

世界の石炭による温室効果ガスの排

① 出量は、2020年中にピークを迎えるべき

世界の石炭火力発電は、2030年まで

(2) に2010年比で80%削減しなければ ならない

3 2030年までに、OECD諸国は石炭の 使用を止めるべき

④ 遅くとも2040年までに、石炭火力発電は全廃しなければならない

出所: Climate Analytics「Global and regional coal phase-out requirements of the Paris Agreement: Insights from the IPCC Special Report on 1.5°C」を基にアセットマネジメントOneが作成

図表4

石炭火力発電の廃止に向けた共同声明

自国におけるクリーン発電とエネルギー効

① 率を向上させる施策を急速に拡大するとと もに、他国の同様の取り組みを支援する。

主要国では2030年代(またはその後できる だけ早く)、世界全体では2040年代(また はその後できるだけ早く)に、削減対策の

新規石炭火力発電プロジェクトの認可や建

③ 設、国外の新規石炭火力発電プロジェクトへの支援を行わない。

無い石炭火力発電から撤退する。

| 石炭火力発電からの移行によって影響を受 | ける労働者や地域社会に経済的・技術的・

④ 社会的支援を行い、公正且つ包摂的な移行を果たす。また、全ての人々ヘクリーンエネルギーへのアクセスを拡大する。

出所: COP26議長国HPを基にアセットマネジメントOneが作成

[※]巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

[※]上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもありま す。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者 の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファ ンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料:上限3.85%(稅込)

換金時手数料:換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額:上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.09%(稅込)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担 いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の 額等を示すことができません。

その他費用・手数料:上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確 認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あら かじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

- ※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。
- ※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。 費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用におけ る最高の料率を記載しております。
- ※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、 費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡し しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。
- ※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性 について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 - 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会 社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 - 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。